

令和7年2月26日

お客さま各位

あぶくま信用金庫

「手形・小切手の電子化」に向けた対応について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

政府・金融界・産業界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた当金庫の取り組みについて、下記のとおりお知らせいたします。

今後もお客さまの利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容等

内容	概要等	実施日
当座預金の新規口座開設受付の終了	当座預金の新規口座開設を停止しております。 決済用資金をお預入れいただく場合は「決済用普通預金」または「普通預金」のご利用をお願いします。なお、すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは引き続きご利用可能です。	令和6年8月30日 (当金庫 HP にてご案内済)
令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止	令和9年4月以降を期日とする手形等(先日付小切手を含む)について、期日管理を行う代金取立の受付を停止しております。 該当する手形・小切手をお持ちのお客さまにつきましては、お取引店までご相談くださいようお願いいたします。	令和6年8月30日 (当金庫 HP にてご案内済)
払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱い開始	当金庫所定の払戻請求書による払戻しの取扱いを開始いたします。ただし、払戻しは口座開設店に限ります。 なお、小切手による払戻しにつきましても引き続きご利用いただけます。 ※上記を踏まえ、当座勘定規定を一部改定させていただきます。改定の内容につきましては次ページ「3. 当座勘定規定(一般用)改定内容」をご覧ください。	令和7年4月1日
手形帳・小切手帳の新規発行受付終了	当座預金口座をお持ちの全てのお客さまを対象に、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了します。 令和8年4月1日(水)以降、手元に残った小切手・約束手形は継続して利用可能です。	令和8年3月31日

2. 手形・小切手等に代わるサービスのご利用

当金庫では、手形・小切手に代わる決済サービスとして、電子記録債権(でんさい)またはインターネットバンキング等のご利用をご案内しております。

ご不明な点は、最寄りの営業店にお問い合わせ願います。

3. 当座勘定規定(一般用)改定内容

改定後	改定前
第7条(手形、小切手の支払 <u>等</u>) (1)～(2)(略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しには払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合は、取引を行うことができません。</u>	第7条(手形、小切手の支払) (1)～(2)(略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 (追加)
第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)(略)	第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)(略)

以 上